

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月28日
【計算期間】	第20期（自 2024年12月31日 至 2025年12月30日）
【ファンド名】	アクサ・シェアプラン・ジャパン (AXA SHAREPLAN JAPAN)
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメ ント・ヨーロッパ (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT EUROPE)
【代表者の役職氏名】	法務グローバル・ヘッド シャルロット・ブレット (Charlotte BRETTE, Global Head of Legal)
【本店の所在の場所】	フランス共和国パリ市75009、オスマン通り1番地 (1 boulevard Haussmann 75009 Paris – France)
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 清 水 啓 子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 伊 藤 昌 夫
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 (6889) 7000 （代表）
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月29日に提出いたしました第20期（自 2024年12月31日 至 2025年12月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

③ 管理会社の概況

(v) 大株主の状況

<訂正前>

2026年4月末日現在

名称	住所	保有株式数	比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ア セット・マネジメント・ホール ディングス (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT HOLDING)	フランス共和国パリ市 75009、オスマン通り1番地	3,835,205株	100%

<訂正後>

2026年4月末日現在

名称	住所	保有株式数	比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ア セット・マネジメント・ホール ディング (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT HOLDING)	フランス共和国パリ市 75009、オスマン通り1番地	10,660,839株	100%

第3 ファンドの経理状況

<訂正前>

- a. 以下に記載されている本ファンドの2025年12月30日に終了した各会計年度の財務書類は、円換算額を除き、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、フランスにおける諸法令に準拠して作成された原文の財務書類の日本語訳であり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第5項ただし書の規定の適用を受けている。

（後略）

<訂正後>

- a. 以下に記載されている本ファンドの財務書類は、円換算額を除き、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、フランスにおける諸法令に準拠して作成された原文の財務書類の日本語訳であり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第5項ただし書の規定の適用を受けている。

（後略）

第二部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

(前略)

(ii) 最近5年間における資本金の額の推移

2022年9月20日 170,573,424ユーロ（約31,668,662千円）

<訂正後>

(前略)

(ii) 最近5年間における資本金の額の推移

2022年9月1日 170,573,424ユーロ（約31,668,662千円）

(2) 管理会社の発行済株式及び授權株式の数

<訂正前>

2026年4月末日現在

発行済株式	3,835,205株
授權株式	3,835,205株

<訂正後>

2026年4月末日現在

発行済株式	10,660,839株
授權株式	10,660,839株

(3) 会社の機構

<訂正前>

管理会社は、会長兼最高経営責任者により運営される。

会長兼最高経営責任者の任期は3年以内とする。

いかなる場合でも会長兼最高経営責任者の任期は65歳になった時点で終了するものとする。

会長兼最高経営責任者はあらゆる状況下で管理会社の名義において行為する最高権限を有する。会長兼最高経営責任者は、会社の目的及び法律及び基本定款により株主に明示に付与されている権限の範囲内でその権限を行使する。

会長兼最高経営責任者はその単独の責任において管理会社の統括経営を引き受けるものとし、第三者との関係において管理会社を代表するものとする。

会長兼最高経営責任者の権限を制限する基本定款の規定及び株主の決議は第三者に対して対抗することができない。

会長兼最高経営責任者は、自己の権限のいかなる部分についても、自らが選定した者に委任することができる。

取締役会は、会長兼最高経営責任者の提案により、その補佐にあたる1名又は複数の支配人を、基本定款の定める範囲内及び条件で選任することができ、その権限及び任期については取締役会が会長兼最高経営責任者と合意の上取り決めるものとする。

支配人は、第三者との取引において会長兼最高経営責任者と同等の権限を有するものとする。

(中略)

株式に伴う議決権は、定時株主総会においては実質株主に、臨時株主総会においては法定株主に帰属する。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、会長により運営される。

会長の任期は3年以内とする。

会長はあらゆる状況下で管理会社の名義において行為する最高権限を有する。会長は、会社の目的及び法律及び基本定款により株主に明示に付与されている権限の範囲内でその権限を行使する。

会長はその単独の責任において管理会社の統括経営を引き受けるものとし、第三者との関係において管理会社を代表するものとする。

会長の権限を制限する基本定款の規定及び株主の決議は第三者に対して対抗することができない。

会長は、自己の権限のいかなる部分についても、自らが選定した者に委任することができる。

株主は、1名又は複数の最高経営責任者を選任することができる。

最高経営責任者は、その選任決定に別段の定めがある場合を除き、第三者との取引において会長と同等の権限を有するものとする。

管理会社は取締役会によって運営される。取締役会は、会社の経営に関する基本方針を決定し、会社の業務執行に対して適切な監督を行う。取締役会の構成員は、株主により3年の任期で選任される。

（中略）

株式に伴う議決権は、裸所有者に帰属する。ただし、利益の配分に関する決議については、当該議決権は用益権者に帰属する。

（後略）

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント・ヨーロッパは財政金融法第L.532-9条（金融活動の近代化に関する法）に規定される管理会社である。同社の主要な事業は第三者のためにポートフォリオを個別的及び合同的に運用することである。

<訂正後>

ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント・ヨーロッパは財政金融法第L.532-9条（金融活動の近代化に関する法）に規定される管理会社である。同社の主要な事業は第三者のためにポートフォリオを個別的及び／又は合同的に運用することである。

3 管理会社の経理状況

<訂正前>

（前略）

b. 以下に記載されている管理会社の直近2事業年度（2025年12月31日に終了した事業年度）の財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項ただし書の規定の適用を受けている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

b. 以下に記載されている管理会社の財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項ただし書の規定の適用を受けている。

（後略）

(1) 貸借対照表

<訂正前>

2025年12月31日に終了した事業年度に係る財務書類

貸借対照表-資産

資産	N年						N-1年	
	総額		減価償却費、償却費及び減損 (控除)		純額		純額	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円

（中略）

貸借対照表-資本及び負債

負債及び資本	N年		N-1年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円

(中略)

損益計算書

損益計算書	N年		N-1年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円

(後略)

<訂正後>

2025年12月31日に終了した事業年度に係る財務書類

貸借対照表-資産

資産	N年						N-1年	
	総額		減価償却費、償却費及び減損 (控除)		純額		純額	
	百万ユーロ	十億円	百万ユーロ	十億円	百万ユーロ	十億円	百万ユーロ	十億円

(中略)

貸借対照表-資本及び負債

負債及び資本	N年		N-1年	
	百万ユーロ	十億円	百万ユーロ	十億円

(中略)

損益計算書

損益計算書	N年		N-1年	
	百万ユーロ	十億円	百万ユーロ	十億円

(後略)